意見別

大分類:条例に関すること

	独・赤門に関すること			対象
	意見	中分類	小分類	別家 条項
1	市政全般にかかわる基本条例であるならば 教育委員会 や他の専門機関ともきちんと連携をとって策定して欲しい。	制定過程	制定過程	
2	今まで、市が一方的にこれをやる、と言って市民はただ受け取る側だった。地域の悩みも聞いただけで終わってしまうことも多々あり、がっかりして信頼もなくなった。やっと市と市民が一緒にまちづくりを行おうとする動きが出てきたことをうれしく思う。この意見交換がただ聞いただけとならないよう、市民も努力するので行政もしっかりと意見を受け止めて条例づくりに取り掛かって欲しい。	制定過程	制定過程	
3	条例の制定はいつを目指すのか。13ページ以降の骨子がそのまま条例にならないようにして欲しい。	制定過程	制定過程	
4	本来であれば、この条例は地区から意見があがってきて作成するものではないか。 そうでないのならば、この意見交換を通してあがってきた意見を十分に反映した条例にして欲しい。	制定過程	制定過程	
5	住民の声が届く条例をつくってほしい。	制定過程	制定過程	
6	市民の意見を条例に反映する気はあるのか。	制定過程	制定過程	
7	自治基本条例に私たちの意見はどこまで反映されるのか。どの範囲まで聞くのか,きちんと線引きをしなくては,収集がつかない。	制定過程	制定過程	
8	自治基本条例には基本的に賛成だが、市民の意見・要望を聞いたうえで制定すべきではないか。時期が早いのではないか。「市長が望んでいるからこの時期に制定する」では駄目である。	制定過程	制定過程	
9	市役所の業務で、合併時に決まっていたからなどと説明 をよく受けるが、この条例は、今から出来るものなので、 市民の声をしっかりと取り込んでいただきたい。	制定過程	制定過程	
10	この意見交換会の意見はどのように扱われるのか。	制定過程	制定過程	
11	今回の意見交換会の趣旨は 自治基本条例に特化したものか,地区コミの活発化などに関するものなのか。	制定過程	制定過程	
12	この条例に対する県内の動向を教えて欲しい。	制定過程	制定過程	
13	今までの条例を制定する流れとはどのようになっていたのか。今までの条例の制定は、あまり市民の意見というのはくみ上げていなかったのか。	制定過程	制定過程	
14	制定時期はいつなのか	制定過程	制定過程	
15	基本条例の原案は、最終的に示すのか。市民参画を促すのであれば、原案を示してまた意見を言わせて欲しい。制定効果がすぐ表れないのであれば急ぐことはないのではないか。理解があってこそ実となるのではないか。	制定過程	制定過程	
16	大人数での意見交換会では意見が出にくいのが実情である。7~8人くらいの少人数で検討させたらどうか。	制定過程	制定過程	
17	「自治基本条例」のテーマが大ききくて1時間では回答	制定過程	制定過程	

	ができない。		
18	条例・規則の違いを教えて欲しい。	制定過程	制定過程
19	合併時に棚上げされた問題は多いが ,そちらを解決するよりもこの条例の制定 , 意見交換会は大事なのか。	制定過程	制定過程
20	この条例については、市職員への説明、資料の配布は行われているのか。	制定過程	制定過程
21	新たな地区コミュニティ協議会という制度の中で 模索 しながら前に進んでいる状態である。今までのことを行 うのであれば簡単だが 新たに何かを作り上げて行くと なるとこのような状況で,共生・協働・参画を図るには 相当の時間がかかるし,至難の業だと思う。	制定過程	制定過程
22	自治会への加入が悪い。協働・市民参画の発想は素晴ら しいことだが、果たして市民が付いてくるのか心配であ る。 意識のある人だけの条例にならないか。	制定過程	制定過程
23	条例の中で権利をうたうのであれば,義務も発生する。 協働しようという中で,協力を行わない人は必ずいるので,権利と義務をどのように周知するのか難しい。	制定過程	制定過程
24	人口減少の中,市の職員も減り全て行政でできないので 地区コミュニティでもまちづくりを行いましょうということだが 高齢者が地区コミュニティをささえている現状があるため 若い人を巻き込んだやり方が必要であり,具体的案,施策等により,条例作りに取り組んでいただきたい。	条例の性格	条例の性格
25	言葉 , 内容がきれいすぎて , 具体性が見えてこない	条例の性格	条例の性格
26	意見交換の場で出る意見は具体的だが 条例骨子は抽象 的で具体性がない。	条例の性格	条例の性格
27	まちづくり条例の内容は 抽象的で何をしたいのか具体的にわからないものであるが 地区コミ活動を営めない となると ,市から ,地区コミの統合や運動会などの市の行事に参加しないと補助金をカットするなどの制約は入るのか。	条例の性格	条例の性格
28	示されている基本条例の骨子は ,もうすこし条例の段階 で具体的になるのか	条例の性格	条例の性格
29	実態にそぐわないことばかりが書いてあっても、それが本当に可能かどうかを総合的に整理すべきである。	条例の性格	条例の性格
30	市町村合併前に新しいまち、市をつくっていくという要望・意見等を出し、合併を迎えた。地区コミュニティ協議会もだんだん形になってきたが、高齢者の立場から言うとあともう一息何かが足りない気がする。市民の手を差し伸べるというきめ細かさがなくなってきたのではないか。何か手を上げなければ、実行されないという現状がある。そうであるならば、自分たちで何かをしなければ、という意欲が反映される仕組みを条例化して欲しい。行政に任せっぱなしではいけないが、環境の変化が急すぎてついていけない。	条例の性格	条例の性格
31	合併3年たって何故今でてくるのか?基本的な条例で あれば合併と同時にできているべきではないか。	条例の性格	条例の性格
32	合併して3年たつが 自治基本条例は今からつくってい くのか。ガイドラインはあるのか	条例の性格	条例の性格

	この時期に自治基本条例を制定する理由は 合併して何			
33	か不都合な点でもでてきたのか。また、この意見交換会	条例の性格	条例の性格	
55	での意見はどのように扱われるのか。	ソバルシリエリロ	ソバルシリエリロ	
34	新市まちづくり計画があると思うが、それに掲載されて	条例の性格	条例の性格	
	いないことを条例化するのか。			
35	この条例の内容については、地方自治法に謳ってあるの	条例の性格	条例の性格	
	に策定する必要があるのか。			
36	自治基本条例化にあたって ,なぜ条例が必要なのか。何	条例の性格	条例の性格	
	を変えようとしているのか	35() 302 (11)	35173921211	
37	この時期に自治基本条例を制定する理由は何か。合併し	条例の性格	条例の性格	
01	て何か不都合な点でも出てきたのか	ハババッショエコロ	ハハハシンコエコロ	
	この自治基本条例は市単独のものなのか,それとも,国			
38	や県からの通知により策定するものなのか。国や県から	条例の性格	条例の性格	
	のものであれば , 制約等が出て来るので確認したい。			
39	この条例は市独自の条例となるのか。	条例の性格	条例の性格	
40	自治基本条例の策定に関しマニュアルはあるのか。	条例の性格	条例の性格	
	自治法に「自治基本条例」を制定する旨は書いていない	← /= .1 − 1.1 1 / −	← /= -1 - 1-1 1 / -	
41	のか。	条例の性格	条例の性格	
	条例の制定と聞いてきたので、たばこのポイ捨て条例み			
	たいな罰則のある条例と思っていたが、この自治基本条			
42	例の目指すところは、説明を聞く限り、地区コミの活動	条例の性格	条例の性格	
	などを含め基本的な考え等の条例と考えてよいか。			
42	条例に地区コミ活動に関することを盛り込むと、拘束される悪が出てくるのでないから配でする。また、ただの	タタの手が	タタラン	
43	れる面が出てくるのでないか心配である。また、ただの	条例の性格	条例の性格	
	理念だけのものなら制定する意味がないのではないか。			
	条例説明の中で、協働、参画があるが、住民が無関心で	夕/JJ 小 + - -	夕/Jilの世+5	
44	あり、活動に参加してくれないので、この条例を策定す	条例の性格	条例の性格	
	ることで、活動に興味を持ってもらえると思う。			
	審議会の委員は誰が任命するのか。市長が変われば、委			
45	員の任命も変わる。そうなると、条例に載っていること	条例の性格	条例の性格	
	が普遍とは言えないのではないか。			
46	市政経営の継続とあるが、それは、新市長の考えを抑え	条例の性格	条例の性格	
	ることになるのではないか。		ハハカシーエーロ	
47	「魅力的なまち」の理想とするところはあるのか。	前文	前文	
48	もっと「やさしいまちづくり」を目指して欲しい。	前文	前文	
	既存のものを大切にしながら協働・参画を促す仕組みが			
49	欲しい。「歴史と伝統を尊重して」という言葉を条例の	前文	前文	
	中でうたって欲しい			
	まちづくりにあたっては ,その地区ごとの ,歴史・伝統・	24,2-	24,3,	
50	文化によるまちづくりを行っていただきたい。	前文	前文	
51	人の心をどのように育てていくかが肝要である。	前文	前文	
	条例の目的の中に、「地球温暖化」「少子高齢化」を入			_
52	れてほしい。	総則	目的	1条
	市民とは個人か団体か。個人の意見は ,自治会を通して			
53		総則	定義	2条
	あがっていく現状がある。			
54	まちづくりの主役は子どもを含むか。含むのであれば、	総則	定義	2条
	子どもと意見交換をして欲しい。	Wan		2 /2
55	「協働」という言葉は、存在するのか。	総則	定義	2条
56	「協働」の意味について,詳しく説明して欲しい。	総則	定義	2条

57	「参画」の意味がわからない。	総則	定義	2条
58	「市民参画」とは何か。	総則	定義	2条
59	まちづくりの「まち」がひらがななのは意味があるのか。	総則	定義	 2条
	条例の中に「市」「地域」「地区」とあるが、各解説を	11107(3	برجير م	- //
60	人れるべきである。	総則	定義	2条
00	薩摩川内市(以下,「市」という)など。	心人以	た我	ᄼᅏ
04	条例の中に「市」「地域」「地区」とあるが,各解説を	<i>t</i> /\\□il	Ċ¥	2 47
61	入れるべきである。	総則	定義	2条
	薩摩川内市(以下、「市」という)など。			
62	"まちづくり"を行っていく際の市民と市の接点をどの	総則	まちづくりの	3条
	ように考えるか。		基本理念	
63	薩摩川内市(本土)を考えたものであり,下甑に関する	総則	まちづくりの	3条
	ものではない。	נאמאו	基本理念	3 //(
	甑地域については,本土とは違い厳しい環境であり,高		まちづくりの	
64	齢者も多いので 本土と一緒の条例を策定するのはどう	総則	·	3条
	か。離島や過疎に関することはどうするのか。		基本理念	
	上島と下島は大きな違いがある。この地区を守るために	MEN	まちづくりの	
65	どうすれば良いか考えている。	総則	基本理念	3条
	協働・参画を盾に住民への責任転嫁にならないよう要望		まちづくりの	
66	する。	総則	基本理念	3条
	この条例を制定する目的として,「協働」「市民参画」		至十岁之心	
	といったきれいな言葉を使うより、厳しい財政状況のな			
67	か、健全な行財政運営を行うためと正直に言った方がよ	総則	まちづくりの	3条
07		和心只儿	基本理念	ᇰᇭ
	いのではないか。財政状況がきびしいため,市ができな			
	いことを、地区コミにさせるといったものではないか。			
00	財政支援も必要であるが ,もう少し手助けをしてくれる		まちづくりの	
68		総則	:	3条
80	人的援助をして欲しい	総則	基本理念	3条
	人的援助をして欲しい		基本理念 条例の	
69	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。	総則総則	基本理念 条例の 位置づけ	3条 4条
69	人的援助をして欲しい	総則	基本理念 条例の	4条
	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。		基本理念 条例の 位置づけ	
69	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は ,「最高規範」とあるが ,憲法のようなもの	総則	基本理念 条例の 位置づけ 条例の	4条 4条
69	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は , 「最高規範」とあるが , 憲法のようなもの と考えてよいか。	総則	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ	4条
69 70 71	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなもの と考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよい か。	総則総則	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ	4条 4条 4条
69	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民	総則	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の	4条 4条
69 70 71	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。	総則 総則 総則	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の	4条 4条 4条
69 70 71 72	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目	総則 総則 総則 まちづくりの	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ	4条 4条 4条
69 70 71	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目	総則 総則 総則	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の	4条 4条 4条
69 70 71 72 73	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。	総則 総則 総則 まちづくりの 主体	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4条 4条 4条 5条
69 70 71 72	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつ	総則 総則 総則 まちづくりの 主体 まちづくりの	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ	4条 4条 4条
69 70 71 72 73	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで?	総則 総則 総則 まちづくりの 主体	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4条 4条 4条 5条
69 70 71 72 73	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地	総則 総則 総則 まちづくりの 主体 まちづくりの 主体	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4条 4条 4条 5条
69 70 71 72 73	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して	総則 総則 総則 まちづくりの 主体 まちづくりの まちづくりの まちづくりの	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ 条例の 位置づけ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4条 4条 4条 5条
69 70 71 72 73 74	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業	総則 総則 総則 まちづくりの 主体 まちづくりの 主体	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がある。 ・市民	4条 4条 4条 5条 5条
69 70 71 72 73 74	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。	総則 総則 総則 まちづくりの 主体 まちづくりの まちづくりの まちづくりの	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がある。 ・市民	4条 4条 4条 5条 5条
69 70 71 72 73 74	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。 限之城地区の3号線沿いには 車会社など事業所が多く	総則 総則 総則 まちづくりの まち づくりの まち づくりの まち づくりの まち ずくりの	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がある。 ・市民	4条 4条 4条 5条 5条
69 70 71 72 73 74	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。 限之城地区の3号線沿いには 車会社など事業所が多くあるので、事業者へもこの説明会を開催して、クリーン	総則 総則 総則 まちづくりの まちづくりの まちづくりの まちづくりの まちづくりの	基本理念 条例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置のの で置例の 市 市 市 民	4条 4条 4条 5条 6条
69 70 71 72 73 74	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は、責務と、権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。 限之城地区の3号線沿いには、車会社など事業所が多くあるので、事業者へもこの説明会を開催して、クリーン作戦などの活動へ参加するようにしてほしい。また、自	総則 総則 総則 まちづくりの まち づくりの まち づくりの まち づくりの まち ずくりの	基本理念 条例の 位置づけ 条例の 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がの 位置がある。 ・市民	4条 4条 4条 5条 5条
69 70 71 72 73 74	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。 限之城地区の3号線沿いには 車会社など事業所が多くあるので、事業者へもこの説明会を開催して、クリーン	総則 総則 総則 まちづくりの まちづくりの まちづくりの まちづくりの まちづくりの	基本理念 条例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置のの で置例の 市 市 市 民	4条 4条 4条 5 5 6 8
69 70 71 72 73 74 75	人的援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は、責務と、権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。 限之城地区の3号線沿いには、車会社など事業所が多くあるので、事業者へもこの説明会を開催して、クリーン作戦などの活動へ参加するようにしてほしい。また、自	総則 総則 総則 まちづくりの まちづくりの まちづくりの まちづくりの まちづくりの	基本理念条件条件会置会置会置会置会別会別市市市事業者	4条4%
69 70 71 72 73 74	及の援助をして欲しい 基本条例が制定されて他の条例の改正はあるのか。 この条例は、「最高規範」とあるが、憲法のようなものと考えてよいか。 自治基本条例は、市民憲章みたいなものと考えてよいか。 条例という形で制定する必要はないのではないか。市民憲章を守ればそれでいいのではないか。 骨子の2の(1)「市民の権利と責務」とあるが、項目の中身は 責務と 権利の順番である。この順番は項目名と合わせるべきである。 権利と義務の中で、市民の義務をどこまで謳っていくつもりか。範囲はどこまで? 事業者の責務をうたうのであれば、きちんと従業員が地域活動に参加するようもう少し具体的な責務を課して欲しい。また、市のほうでも年に2~3回程度は、事業者の責務を説明し協力依頼を行うべきではないか。 限之城地区の3号線沿いには 車会社など事業所が多くあるので、事業者へもこの説明会を開催して、クリーン作戦などの活動へ参加するようにしてほしい。また、自治会からも活動依頼がしやすくなる。	総則 総則 総則 まち主づくりの まち主づくりの まち主づくりの まち主づくりの まち主がくりの まちさせ	基本理念 条例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置例の 位置のの で置例の 市 市 市 民	4条 4条 4条 5条 6条

78	高齢者が多く,生活環境整備も厳しい状態なので,この条例のなかにある事業者の協力が不可欠である。事業者へもこの条例について周知していただきたい。	まちづくりの 主体	事業者	6条
79	骨子の2の(3)「市長の責務」で「まちづくりに取組み,職員の育成に・・・」とあるが、「職員の育成に努めるとともに,まちづくりに取り組みます」とすべきではないか。	まちづくりの 主体	市長	7条
80	コミ協をサポートしてくれる職員を育成して欲しい。	まちづくりの 主体	市長	7条
81	市職員の技能レベルを上げて欲しい。そこから業者を育てて欲しい。	まちづくりの 主体	市長	7条
82	支所の職員も異動し,地元職員が減ってきているが,配 置先の支所地域の勉強をするように 職員指導をしっか りと行っていただきたい。	まちづくりの 主体	市長	7条
83	職員の対応(接遇)の改善をしていただきたい	まちづくりの 主体	市長	7条
84	委託業務で委託料を下げると ,受託した業者は ,人件費 を下げざるを得ない。生活が窮するなかで , 官民 , 官官 の談合が言われている。条項に市の業務の透明性を入れてほしい。	まちづくりの 主体	執行機関	8条
85	(4)市の執行機関の責務で、「執行機関」とは何か? 市長と同じ責務を負うとはどのようなことか。	まちづくりの 主体	執行機関	8条
86	河川・道路愛護作業で,高齢者,人手不足を市に言うと「できる範囲でいいですよ」というが,その後,きちんと現場を見に来ているのか。点検は必要である。	まちづくりの 主体	執行機関	8条
87	自治会で市役所に道路の草払い作業を依頼し 業者がきてくれたが ,市の発注分しか作業をしてくれず ,刈り残しがでてしまったので ,市職員も自分で現場に行って確認してほしい。	まちづくりの 主体	執行機関	8条
88	むらおこしへ積極的な取り組みをしても、収益事業の場合 税関系など難しい制度があって活動の士気が下がることがある。そのような事務に関するサポートをして欲しい。	まちづくりの 主体	職員	9条
89	市は3~4年で職員を移動させるので 問合せ等しても 回答に時間を要したり 以前言ったことが伝わっていな かったりするので 職員は各分野でのプロにならなくて はいけない。	まちづくりの 主体	職員	9条
90	国・県の出先機関への申請手続きに必要な書類等を市職 員も理解し 指示してくれるような窓口教育をして欲し い。 (登記手続き)	まちづくりの 主体	職員	9条
91	携帯電話について ,H 2 1年度に整備されると聞いているが , 要望活動を行うようアドバイスをいただいたが , 事業者への要望などどのようにしていけばよいか指導 してもらいたい。	まちづくりの 主体	職員	9条
92	介護関係の手続きについて,支所に行き説明を受け書類をそろえ本庁に行ったが,書類が足りなかった。また,支所では教えてくれなかったその他のサービスについても本庁では説明してくれた。本庁から支所への伝達がなされていないのではないか。	まちづくりの 主体	職員	9条

支所に相談に行くとよく担当者がいいないのでわから		
かいと言われるので 全員が課の業務ぐらいは押握して まちづくりの	職員	9条
以前、災事時には市の職員は翌日に租場に来てすぐ対応しまちづくりの	職員	9条
街灯の設置補助の申請を行い設置許可がでたが、その後の処理の仕方が素人ではわからない。許可が下りた際には、職員からのアドバイスが欲しい。きちんとその後の行動の説明をして欲しい。	職員	9条
96 この条例では ,市職員の意識改革が一番重要である。今 まちづくりの 日の説明会にも職員は一人しか出席していない。 主体	職員	9条
解決策を示してくれない。 土体	職員	9条
98 地域貢献に対する職員の意識改革を進めて欲しい まちづくりの 主体	職員	9条
99 ボランティア活動に対する市の職員の意識改革を図っ まちづくりの て欲しい。 主体	職員	9条
100 職員は勤務時間中でも勤務免除してもらって地域の行 まちづくりの 事に参加できるようにしてほしい。 主体	職員	9条
101 配置先の支所で ,地区コミ活動や行事に ,市の職員も参 まちづくりの 加していただきたい。 主体	職員	9条
この条例制定の効果として,市職員の意識改革があるが地区の活動に積極的に参加するなどの事項も盛り込まれるのか。	職員	9条
消防団員に関することで、	職員	9条
市職員の異動が多すぎるので、出身地ではない地域に配属させる場合は、現場に足を運び、その地域のことを知ることから初めて欲しい。	職員	9条
105 窓口業務の対応はよくなった。	職員	9条
市役所に行ったときの対応が良かった。連係プレーが良 まちづくりの く出来ており,自分が動かなくても職員が来てくれた。 主体	職員	9条
207 役所に行った時,まず,対応する職員がいないので,役 まちづくりの	職員	9条
よく福祉課に行くが,よく対応をしてもらっている。昔 まちづくりの とすると良くなってきている。 主体	職員	9条
109 職員にこちらから声をかけないと対応してくれないので、自分から挨拶をし用件を聞くような対応を行って欲しい。 まちづくりの主体	職員	9条
合併してから支所の敷居が高く、市役所が遠くなった気がする。市の職員は市民目線で仕事を行い、市役所に行きやすい雰囲気作りが必要である。	職員	9条
支所に行っても地元の職員がいなくなり 職員に声をか まちづくりの けづらい。 主体	職員	9条
支所の受付については、積極的に案内してくれたりと、 まちづくりの 旧入来町時代より現在のほうがよくなっている。 主体	職員	9条

投場職員の対応について 合併前はこちらが声をかけないと様別的について 合併前は市なかったが 合併後は率先して 声 まちづくりの 主体					1
114 本部願いしたところ 直接建設会社へ伝えてもらいたい ますづくりの 主体 115 なったように限えるのでこの条例でも住民と観真のぶ なったように限えるのでこの条例でも住民と観真のぶ おもいに関することを盛り込んで欲しい。 主体 まちづくりの 主体 まちづくりの まなければならないとなっているが、事業者・市長・市の執行機関の責務には責任の表現がない。市民にだけ責 生を持たせているのではないか。 まちがはか まちづくりの まないか。 自治基本条例はいつできるのか。理想的な話だけでは、 たに進まない、議会や職員の責務をきちんとうたって欲 しい。 まちづくりの まないか。 まないか。 まちづくりの まないか。 まないか。 まちづくりの まないか。 まちづくりの まないか。 まないか。 まちづくりの まないか。 まないか。 まちづくりの まないか。 まないか。 まないかにできないか。 まちづくりの まないから まないを はないがっちゅうであってそのようなが広を まないを 情報共有 情報の提供 10条 に報紙の多がいさすぎて見づらい。 情報共有 情報の提供 10条 に報話について、字が小さすぎて見づらい。 に有報はについて、字が小さすぎて見づらい。 に有報はについて、字が小さすぎて見づらい。 に有報はについて、字が小さすぎて見づらい。 に有報に対してほしい これはについて、字が小さすぎて見づらい。 に有報の提供 10条 さなないでないできぎて見づらい。 に有報に対してほしい に有報に対してほんい まないのですがいさすぎて見びらい に有報は応じいて、字がいさすぎて見びらい。 に有報は応じいて、字がいさすぎて見びらい に有報は応じいて、字がいさすぎて見びらい。 に有様は行しい に有様はでは、 はないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので	113	いと振り向いてもくれなかったが、合併後は率先して声 をかけてくれるようになって 非常に雰囲気が明るくな	· ·	職員	9条
115 なったように思えるのでこの条例でも住民と職員のふれあいに関することを盛り込んで欲しい。	114	へお願いしたところ 直接建設会社へ伝えてもらいたい という旨であった。市の職員の対応が良くないのではな		職員	9条
116	115	なったように思えるのでこの条例でも住民と職員のふ	· ·	職員	9条
117	116	•	· ·	職員	9条
116 はないか。 主体 市長・議会 日治基本条例はいつできるのか。理想的な話だけでは、	117	たなければならないとなっているが、事業者・市長・市の執行機関の責務には責任の表現がない。市民にだけ責		長・市の執行	7条
119	118		·	市長,議会	
121 まちづくりの主体で「議会」は入れたぼうがいいのではないか。 まちづくりの主体で「議会」は入れたぼうがいいのではないか。 ないか。 企画力・行動力の面で地区コミの中で更なる格差が広がる傾向にある。地域づくりのリーダー育成が今後課題となる。市民の育成と職員の育成が重要 地区コミ活動を行っているのは、高齢者が多く若い人がなかなか参画してくれないので、市や地区の将来を担うい・中学生に地区活動やボランティア等に関する学校教育はできないか。 3ミュニティと市の連携は大事であるが、コミュニティと一般住民との連携も大事ではないか。 まちづくりの主体 まちづくりの主体 まちづくりの主体 125 常成についてアピールしてほしい。 まちづくりの主体 まちづくりの主体 126 アンケートなどで、比べる情報もない。 まちづくりの主体 まちづくりの主体 127 128 に対してをないがきの連携も大事ではないか。 まちづくりの主体 129 129 129 120	119	先に進まない。議会や職員の責務をきちんとうたって欲	主体	議員,職員	
121 ないか。 主体 議会 金田力・行動力の面で地区コミの中で更なる格差が広がる傾向にある。地域づくりのリーダー育成が今後課題となる。市民の育成と職員の育成が重要 地区コミ活動を行っているのは 高齢者が多く若い人がなかなか参画してくれないので 市や地区の将来を担う小・中学生に地区活動やボランティア等に関する学校教育はできないか。 124 コミュニティと市の連携は大事であるが、コミュニティと一般住民との連携も大事ではないか。 まちづくりの主体 追加内容 追加内容 125 察例の中に、青少年育成に関する項目を入れて、青少年育成についてアピールしてほしい。 「おみる。 情報共有 情報の提供 10条 127 と告知するべきであってそのような対応を取らないにとによって個人が持つ情報量の格差が広がってくる。 128 広報のあり方を検討してほしい。 「情報共有 情報の提供 10条 129 四次のあり方を検討してほしい。 129 「理念とか基本とかを広報紙に掲載するのではなく 具体的な行動、施策を掲載してほしい。 「情報共有 情報の提供 10条 129 「広報紙の字が小さすぎて見づらい。 「情報共有 情報の提供 10条 「広報紙の字が小さすぎて見づらい。 「情報共有 情報の提供 10条 「広報誌について、字が小さくて見えにくいので、字を大きくするなど工夫を行い。高齢者にやさしい広報誌にし 情報共有 情報の提供 10条 「「情報の提供 10条 「「「情報の提供 10条 「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「」」 「「「」」 「「」 「「」	120	住民と行政の間で議会の役割は大切。		議会	
122 る傾向にある。地域づくりのリーダー育成が今後課題となる。市民の育成と職員の育成が重要 地区コミ活動を行っているのは 高齢者が多く若い人がなかなか参画してくれないので 市や地区の将来を担う小・中学生に地区活動やボランティア等に関する学校教育はできないか。 124 コミュニティと市の連携は大事であるが、コミュニティと一般住民との連携も大事ではないか。 125 条例の中に。青少年育成に関する項目を入れて、青少年育成についてアピールしてほしい。 126 アンケートなどで、比べる情報もないまま記入を促す項目がある。 127 と告知するべきであってそのような対応を取らないにとによって個人が持つ情報量の格差が広がってくる。 128 広報のあり方を検討してほしい。 129 理念とか基本とかを広報紙に掲載するのではなく 具体的な行動、施策を掲載してほしい。 148 148 148 148 148 149 148 149 148 149 1	121			議会	
123 なかなか参画してくれないので 市や地区の将来を担う	122	る傾向にある。地域づくりのリーダー育成が今後課題と		市民,市長	
124 と一般住民との連携も大事ではないか。 主体 125 条例の中に。青少年育成に関する項目を入れて,青少年 育成についてアピールしてほしい。 126 アンケートなどで、比べる情報もないまま記入を促す項目がある。 情報共有をうたうのであれば、そのような情報をきちんと告知するべきであってそのような対応を取らないにとによって個人が持つ情報量の格差が広がってくる。 128 広報のあり方を検討してほしい。 情報共有 情報の提供 10条 129 120をか基本とかを広報紙に掲載するのではなく 具体的な行動、施策を掲載してほしい。 情報共有 情報の提供 10条 130 広報紙の字が小さすぎて見づらい。 情報共有 情報の提供 10条 131 古報誌について、字が小さくて見えにくいので、字を大 さくするなど工夫を行い。高齢者にやさしい広報誌にして 10条 10	123	なかなか参画してくれないので、市や地区の将来を担う 小・中学生に地区活動やボランティア等に関する学校教		追加内容	
126 育成についてアピールしてほしい。	124	•		追加内容	
126 目がある。	125			追加内容	
127と告知するべきであってそのような対応を取らないことによって個人が持つ情報量の格差が広がってくる。情報共有情報の提供10条128広報のあり方を検討してほしい。情報共有情報の提供10条129理念とか基本とかを広報紙に掲載するのではなく 具体的な行動,施策を掲載してほしい。情報共有情報の提供10条130広報紙の字が小さすぎて見づらい。情報共有情報の提供10条広報誌について,字が小さくて見えにくいので,字を大きくするなど工夫を行い高齢者にやさしい広報誌にして欲しい。情報共有情報の提供10条	126		情報共有	情報の提供	10条
129 理念とか基本とかを広報紙に掲載するのではなく 具体 的な行動, 施策を掲載してほしい。 情報の提供 10条 130 広報紙の字が小さすぎて見づらい。 情報の提供 10条 131 さくするなど工夫を行い 高齢者にやさしい広報誌にして欲しい。 情報の提供 10条	127	と告知するべきであってそのような対応を取らないこ	情報共有	情報の提供	10条
129 的な行動,施策を掲載してほしい。	128	広報のあり方を検討してほしい。	情報共有	情報の提供	10条
130 広報紙の字が小さすぎて見づらい。 情報共有 情報の提供 10条 広報誌について、字が小さくて見えにくいので、字を大きくするなど工夫を行い。高齢者にやさしい広報誌にして欲しい。 情報共有 情報の提供 10条	129	•	情報共有	情報の提供	10条
131きくするなど工夫を行い 高齢者にやさしい 広報誌にして欲しい。情報の提供10条	130	広報紙の字が小さすぎて見づらい。	情報共有	情報の提供	10条
132 広報紙にはカタカナ語が多くて理解できない。 情報共有 情報の提供 10条	131	きくするなど工夫を行い 高齢者にやさしい広報誌にし	情報共有	情報の提供	10条
	132	広報紙にはカタカナ語が多くて理解できない。	情報共有	情報の提供	10条

133	広報紙の字は読めても意味がわからない。情報を流すだける。	——————— 情報共有	情報の提供	10条
	けで , そのものの原因・理由はわからない。 情報の公開について , 「財政状況」 や 「人事行政」 の公			
134	表など,内容が大雑把過ぎて市民には伝わらない。	情報共有	情報の提供	10条
	市の情報を知る手段が広報紙しかない。また、現在の広	1++011-4-	I++0 - 10 //	
135	報紙は市域全体のものであるので 甑地域に特化したも のが必要である。	情報共有	情報の提供	10条
	広報紙の内容について ,支所単位のものにすれば ,住民			
136	も市と近くなるのではないか。また、一部に市民からの	情報共有	情報の提供	10条
	提言に関するコーナーを設ければ市民参画に繋がる。			
137	市役所の業務のうち、支所で出来る手続きと出来ない手	情報共有	情報の提供	10条
	続きが分かるようなものが必要である。		TISTIX OF JACIFY	107,1
138	甑航路についての審議がなされていると思うが ,その審 議内容等については公表するべきである。	情報共有	情報の提供	10条
	川内市街地シャッター街をどうするのか。その動向は気			
139	になるので情報を流してほしい。	情報共有	情報の提供	10条
	幼稚園が里幼稚園に統合されたり 老人住宅を取り壊し			
140	たり、浦内小が廃校になったり、跡地利用の問題が出て	情報共有	情報の提供	10条
	くるが、その際は町民にも意見を聞いてい欲しい。自分			
	たちに身近なことを新聞等で知ることがおおい。 「情報の提供」とあるが、提供する場をどのように考え			
l	ているのか。広報紙やHP,有線放送などは今現在使わ	1++011-4-	1 ++ 0 - +0 ///	
141	れている手段だがそれ以外にあらたな手段を考えてい	情報共有	情報の提供	10条
	るのか。			
4.40	公聴広報の手段について、この地区は有線放送しかな	\±+□+ <u>+</u>	\ ±+ 17.6.49.44	40.67
142	く、紙以外での伝達手段がないので、屋外放送施設の整	情報共有	情報の提供	10条
	備計画について教えて欲しい。 高齢者が多いのでホームページや広報誌だけでは、情報			
143	が伝わらないので、高齢者にも伝わるような広報手法を	情報共有	情報の提供	10条
	考えて欲しい。			
	市の仕事がコミ協に降りて、市の仕事は少なくなったと			_
144	いう話がある。市の仕事についてもこれだけやるんだと	情報共有	情報の提供	10条
145	いうアピールをしてはどうか。 市の動き , 役割が市民には伝わってこない。	情報共有	情報の提供	10条
	公聴会 ,意見交換会など行う際は ,その周知方法に市の			
146	工夫が必要ではないか。	情報共有	情報の提供	10条
	市民運動会で本土に行った時 川内地区の住民が運動会			
147	があることすら知らなかったので、まちづくりに対する	情報共有	情報の提供	10条
	意欲の弱さを感じた。			
148	市の広報紙についても自治会未加入者に広報紙の配布はないが、どのように市の情報を伝えていくのか。	情報共有	情報の提供	10条
440	水引は自治会数の多い地区であるが、今回の意見交換会	±+□.↓- /-	はおるね 供	405
149	の出席者が少ない。周知活動を市は行っているのか。	情報共有	情報の提供	10条
	本土と離島で情報の格差があり 本土の会議に出席して	1++	1 -1	
150	初めて知るということが多い。この状況を変えることは	情報共有	情報の提供	10条
	できないか。 市の情報を市が流すのは当然でその情報のコントロー			
151	ルもできる。そうではなくて、広報業務を委託する考え	情報共有	情報の提供	10条
	はないか。	ILS INV. VID	וויייייייו פון	

152	地区コミ活動に対して無関心層が増えている。どのよう	情報共有	情報の提供	10条
102	に巻き込んでいけばいいか課題である	ПАТИЛОГІ	IHTK VJJEJN	107,1
153	市民という言葉がたくさん出ているが ,これに出席していない自治会員にどのように伝えていけばいいのか悩む。 広報等で骨子などの周知をしてほしい。	情報共有	情報の提供	10条
154	情報の伝達方法についても研究して欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
155	地区コミへの文書配布について 現在は行っていない活動等の文書についても,しっかり配布してほしい。(以前市へ問い合わせたら,活動をしていないから配布しなかったと言われた。)	情報共有	情報の提供	10条
156	市長と地区コミ会長との意見交換の内容を広報紙で伝えるべきだ	情報共有	情報の提供	10条
157	川内には伝統的な文化行事が少なく、あったとしても広報活動が少ない。 広報紙に 1 ページ大きく「行事・イベント」を取り上げて特集をして欲しい。 そして質の高い文化を形成して欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
158	市のホームページの内容について 地区コミに関することを含め情報が少ないので , 内容の充実を図って欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
159	市にも非常に無駄がある。広報紙が山積みされている。 必要最低限の印刷だけでいいのではないか。	情報共有	情報の提供	10条
160	市の広報誌を配付するとき ,一緒に地区コミの資料を入れてくれといったが ,市の広報誌ではないのでと ,断られたので , 改善できないか。	情報共有	情報の提供	10条
161	地区コミセンターのTVの利用について 最初は議会中継などがあったが今はないので今後はどうするのか。	情報共有	情報の提供	10条
162	グループの活動に関して 広報紙は掲載を受けつけてくれない。これからは ,広報にどんどんお金を費やして欲しい。	情報共有	情報の提供	10条
163	情報共有は 情報格差を解決してから得られるものだと思う	情報共有	情報の提供	10条
164	「情報の公開」で「原則」は都合がよすぎるのではないか。	情報共有	情報の公開	11条
165	情報の公開は,情報がないと意見がいえないのは当然で,「原則」という表現が気になる。原則の範囲は極力 広げて欲しい。	情報共有	情報の公開	11条
166	自治会を重要視するならば,自治会長も信用して欲しい。自治会員名簿に個人情報(電話番号)を掲載して欲しい。緊急のときに連絡がつかなくて困ることがある。	情報共有	個人情級の保護	12条
167	「個人情報の保護」は難しい。自治会長が持つ自治会名 簿に電話番号を掲載して欲しい。	情報共有	個人情級分保護	12条
168	提案公募型補助金について ,企画・立案の段階で企画力のある人材が地域に不足している。このままでは ,地域格差が助長されることになるので ,出前講座などを実施し ,人的支援を行って欲しい	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
169	手助けしてくれる人的支援をして欲しい。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
170	合併時にコミュニティ協議会ができたが,市がコミ協に 依存しすぎていると思う。市民サポーター制度にして も,災害時に自分の家も大変なのに,人のために出て行	協働と参画の 保障	協働の推進	13条

	/ _			
	くことは非常に困難である。こういう制度はコミ協の負担になっている。			
171	「協働」という名の下に ,市道の清掃等を市民に押し付けるような条例であってはならない。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
172	市民と市との役割分担のイメージ図が示されているが , 線引きをしっかりやってほしい。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
173	市民サポーターの業務の中でも市がやるべき仕事があるのではないか。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
174	この地区は地区コミ活動も活発に行っているが 職員が減るなか、行政が行っていたことを、地区コミにさせようということではないのか。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
175	人口が多いところは、自治会の活動も多く追い討ちをかけるようにコミセンの活動も多い。行政が、自治会にお願いしていることが多すぎるのではないか。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
176	協働・市民参画が中心になれば,地区コミで行う事項が増えてきて 地区コミの土台である自治会が耐えられるか心配である。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
177	地区コミ会長などは 会議が多くほとんど地域にいない 状況である。市からの仕事が多すぎる。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
178	公園など地元にある施設でできるものは ,地区コミに任 せた方が良い。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
179	自治基本条例の内容は,立派でごもっともであるが,実 行は難しい。現に市民の意見は議員を通じて吸い上げら れている。	協働と参画の 保障	協働の推進	13条
180	若い人が少なく高齢者が多いので 高齢者が参画できる ような施策を実施して欲しい。	協働と参画の 保障	市民参画の保障	14条
181	条例の4(2) について,「市民がまちづくりに参加しないことによって不利益を被ることのないよう配慮します。」とあるが,「・・・・ありません。」にして欲しい。	協働と参画の 保障	市民参画の保障	14条
182	若い人が働く場がなくなってきているので 地区コミと 市が連携して対策を考えるとともに 若い世代とこうい った語らいの場を設けて欲しい。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
183	こういった意見交換の場は大切であり,今後も継続してもらいたい。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
184	条例の内容に市民参画とあるので、今回のような地元での意見交換の場を多く持って欲しい。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
185	ふれあい市民会議のように市長自ら出てこなくてもいいので、行政の担当者レベルでこのような市政に関する意見交換会を年2~3回開催してほしい。	参画の具体的 手法	対話の場の記置	16条
186	原発については、仲良く付き合っていかなければいけないと思うので、住民広聴会などを積極的に行っていただきたい。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
187	意見交換,広聴とあるが,自治会長と語る会などの手法 も取り入れてはどうか。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
188	地方の意見を真剣に聞いて欲しい。今後も夢のある話を 聞かせてもらいたい。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
189	ふれあい市民会議については 事前に質疑内容を配布すれば、多くの住民が参加できるようになる。また、市長と住民がもっと身近になるような会議にして欲しい。	参画の具体的 手法	対話の場の記置	16条

190	ふれあい市民会議は 中学校区単位と聞いているが高城 西中校区は平成中校区と一緒に行っている。会場も陽成 小であり , 遠くて行けない。 湯田小で開催できないか。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
191	ふれあい市民会議は 事前に質問があって回答を準備してきている。形式的ではないか。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
192	市は市民へ望むことが多いのに,市は親切・丁寧さがないので,信頼関係を結ぶ必要がある。災害の対応について要望をしたところ,市民ふれあい会議でも要望したら回答の文言が全く同じであった。結論が分かっていれば,市民ふれあい会議での要望は別の要望を出していた。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
193	各個人の要望ではなく,地区コミで検討し意見を絞って,市へ要望するべきである。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
194	要望 ,要望と言っているが ,それであればきちんと地区 コミの総会に出席し ,その場で要望をし ,地区コミの考 えをまとめた要望とするべきである。	参画の具体的 手法	対話の場の記置	16条
195	せっかく自治基本条例を定めるのであれば、市長と地区コミ会長との意見交換の場を設ければ、市と住民が近くなるのではないか。	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
196	パブリックコメントよりも応答義務 対話の場が優先ではないか	参画の具体的 手法	対話の場の設置	16条
197	一般質問で,水産業の振興を訴えているが,その場の答 弁はあってもその後の「検討結果」の回答がない。言え ば言いっぱなし,聞けば聞きっぱなしではいけない。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
198	市へ要望したものについては ,出来ないことも含め ,回 答してほしい。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
199	ふれあい市民会議で 市長が実施すると言ったが対応が遅い。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
200	市へお願いし,すぐやるといったが10ヶ月ほったらかしである。 多額の費用が必要な場合が考えられるが,出来る・出来ないの回答が必要である。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
201	昨年4月ごろの雨で,中郷川で災害が発生し,市のほうに対応をお願いしたが,その対応が悪い。(終わったら終わったの連絡がほしい)	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
202	町内会の解散を考え、街灯の扱いについて支所に相談に行ったところ、回答が1ヶ月を過ぎてもこない。このようなことは当たりまえのことなのか。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
203	市への意見・相談についての回答がないので ,出来る出来ないに関わらず何らかの回答を行うべきである。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
204	支所へ質問をしたら ,回答がなかったり ,何ヶ月も経っ てから回答がなされたりした。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
205	このような意見交換会の場を設けていただきありがた く思うが , いろんなことが実現されていない。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
206	地区コミ等からの意見 ,要望については ,しっかりと文書での回答を行い , 公表されたい。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
207	この意見交換会の開催中にどの地区でも出る意見は 共通の"まちづくり"に対する課題であるので,市としての対策を考えて欲しい。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条

208	投書した後の処理はどのようになっているのか。個人に 対する処理の仕方で、すぐに行政指導という形ではなく て、個人(地域)が個人に言うことが必要ではないか。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
209	市はHPを立ち上げているが、市内のブロードバンドの普及率はどのくらいだと思っているのか。県のHPには知事室のバーナーがあって、掲示板がある。その質問に各担当が丁寧に答えてりる。市としても取り組むべきではないか。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
210	要望を地区コミを通して行うか、自治会を通して行うか迷うときがある。どちらを通したほうが市として都合がいいのか。	参画の具体的 手法	意見等への対応	17条
211	「パブリックコメント」がカタカナで難しい。	参画の具体的 手法	市民意見の公募	18条
212	カタカナで記載するときは ,後ろに()で日本語の 表現を示して欲しい。	参画の具体的 手法	市民意見の公募	18条
213	条例の中に「パブリックコメント」とあるが,わかりやすく日本語での注釈を入れて欲しい。	参画の具体的 手法	市民意見の公募	18条
214	カタカナ語は,後ろに注釈を入れて欲しい。	参画の具体的 手法	市民意見の公募	18条
215	パブリックコメントの「コメント」と意見公聴の「意見」 の意味は違う。物事が起こったときに評価するのがコメ ントであり 積極的に皆さんが思っていることを聞くと いうスタンスの意見はオピニオンである。	参画の具体的 手法	市民意見の公募	18条
216	パブリックコメントについて,以前,学校給食が給食センター制に移行した時にパブリックコメントを求められ意見を出したが、既に移行が決定している状態だったので本当に市民の意見が市政に反映されるのか疑問である。	参画の具体的 手法	市民意見の公募	18条
217	審議会等に地域の声を代表した人が参加できるようにして欲しい	参画の具体的 手法	審議会等への参加	19条
218	審議会の委員には ,まちの機関の代表だけでなく ,コミュニティ協議会 4 8地区からも代表を選出していかないといけない。	参画の具体的 手法	審議会等への参加	19条
219	審議会の公募委員は,何%を想定しているのか	参画の具体的 手法	審議会等への 参加	19条
220	審議会の委員の公募とは、どうやったらなれるのか。	参画の具体的 手法	審議会等への参加	19条
221	審議会で公募委員を除く例は、どのような場合が想定されるのか。	参画の具体的 手法	審議会等への参加	19条
222	4 -(4)審議会には反対意見を言う人を選んで欲しい。	参画の具体的 手法	審議会等への参加	19条
223	市民参画の一例を具体的にあげてください。	参画の具体的 手法		16条 17条 18条 19条
224	今後 ,すべての条例がこのように意見交換会を開いて制定されるのか。	参画の具体的 手法		16条 17条 18条 19条

				1
225	地区コミ活動のどこまでが、「協働」の範囲なのかわからない。地区コミですべきこと、行政ですべきことの役割があいまいなので、その線引きを条例でうたって欲しい。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
226	支所が縮小されるなかで 地区コミが受けきらないこと まで任されるのではと心配である。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
227	合併時に総合支所方式で行くと決定しているので、大丈夫だと思うが、保健師が本庁へ集約されるなど、支所の機能が下がってきているので、支所で出来ない部分が地区コミへ降りてこないか心配である。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
228	コミ課自体が、何の業務を地区コミに任せているかわかっていないので、市がやるもの、地区コミがやるもの、市と地区コミが一緒にやるものの線引きをしっかりとしていた だきたい。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
229	地区コミと市の役割がわかるようこの条例に盛り込ん でいただきたい。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
230	地区コミだけが一生懸命地域づくり 地域興しに取り掛かっても発展はしない。 やはり ,地区と行政が一体となった策が必要ではないか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
231	地区コミが市の下請け的な立場にならないようにしてほしい。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
232	地区コミが活動を始めて3年たつが,市政と地区コミが協働関係がうまくいっていない。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
233	地区コミ活動を活発にといわれるが、今まで以上に地区コミで行うことが増えるということなのか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
234	コミュニティの役割が増えて , 負担が多くなっている。 本当の自治会活動 , コミ活動を理解したうえで ,政策を 行う必要があるのではないか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
235	コミ協と市の関係について、役所の仕事を担っている以上,市の下部組織になっている気がする。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
236	地区コミに何でも市が押し付けるといったイメージがあるので、そのあたりをこの条例に盛り込んでいただきたい。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
237	説明に地区コミの活性化等があるが、何でも地区コミに押し付けるとうまくいかないのではないか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
238	地区コミの活動を活発にすると負担が増えるのではないかと不安である。自治会とコミ協の関係が48地区で異なるのではないか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
239	行政と地区コミの立場が対等であるならば きちんと明記して欲しい。コミ協が ,地区の立場で発言しているのか , 行政の立場なのか分からないことがある。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
240	市は ,地区コミュニティをどう位置付け ,地区コミュニティに何をさせたいのか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
241	地区コミにコミュニティ車を配備し 高齢者の送迎を地 区コミで行う。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
242	収益が上がる事業ができるように地区コミとしても努 力する。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
243	地区コミの経済活動はどこまで行っていいのか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条

			ı	
244	地区コミの役割と,市が地区コミに求めることは何か。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
245	現在の地区コミ協議会に対して 市はどのように評価しているのか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
246	地区コミの前の校区公民会は小学校区単位であった。今 後地区コミになって学校との関わりはどのようになっ ていくのか。	コミュニティ	コミュニティ 活動	20条
247	コミュニティ協議会で、森林管理署管轄の土地の借地契約をするときに、法的位置づけのない組織なので、契約は難しいと言われた。コミ協の位置づけをきちんとして欲しい。	コミュニティ	地区コミ	21条
248	「コミュニティ協議会を設置することができます」では,表現が弱い気がする。	コミュニティ	地区コミ	21条
249	骨子の6(1) に「・・・地区コミュニティ協議会を 設置することができます。」とあるが、地区コミ制度は 市が立ち上げた制度なので、「・・・設置しなければな らない。」にしないといけないのではないか。	コミュニティ	地区コミ	21条
250	この条例に 地区コミに関することについて条例化することで , 地区コミはどのようになるのか。	コミュニティ	地区コミ	21条
251	地区コミ制度については , 行政から降りてきたと思うが 地区コミとは何かと聞かれた時に答えに困ってしまう。	コミュニティ	地区コミ	21条
252	地区コミの適正規模などは,この条例で謳うのか。下甑の地理的特性を考えれば,今の数を減らすべきではない。	コミュニティ	地区コミ	21条
253	地域活性化は、各地域が主体となって行うことが基本であるが、地域の役員の任期が1年となっているため、次期役員の選出に非常に苦慮している。他の地域での状況はどうか。	コミュニティ	地区コミ	21条
254	地区コミ協議会でも , 活発に活動されている協議会と , やっと活動を行っている協議会があるので 同じ内容の 条例を制定するのはいかがなものか。	コミュニティ	地区コミ	21条
255	コミュニテイィ協議会は 設立して3年もたとうとする のに,なぜ今条例になるのか。	コミュニティ	地区コミ	21条
256	本日の意見はほとんど自治会長からの意見であり、コミ協の役員の意見である。地元ではこれだけ苦労しているという実態をお分かりいただいたと思う。地区の役員も仕事を持っていながら、地区の活動を行っていることを認識していただきたい。	コミュニティ	地区コミ	21条
257	地区コミは ,振興計画を策定しているが ,この計画をこの条例に反映させる必要がある。	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
258	地区振興計画について ,コミュニティ課長が市民の独自性で策定されたと言われたが ,市の決めた制度により作ったものである。仕事を休み一生懸命作ったが何もしてもらえていないような感がある。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
259	女性が気軽にコミュニティに参加できる環境が大切。	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
260	地区コミ活動は内川内の高齢者が楽しめるような活動 が必要であり、行政がそれをどう支援するかが大切であ る。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条

261	高齢者ばかりが役員になっては , 地域は活性化しない。 若年者も積極的に地区コミ活動に参加するような仕組 みが大事	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
262	指定管理者制度が導入されて 法人税が課せられること になったが , 市として今後どのような対応をとるのか。	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
263	指定管理で ,法人税が課税されることになり ,コミ協としては少ない予算の中から支出するのは困難である。市としてどのような対策を取るのか。	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
264	指定管理者制度が導入されて、地区コミは法人格としてみなされるようになり、法人税を納めなくてはいけない。収益事業があがれば税金も納めるが、赤字であれば困難である。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
265	地域活動への支援に関して もう少し具体的に条例に盛り込み力強い説得力が欲しい。	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
266	地区コミへの支援とは具体的にどのようなことを想定しているのか。	コミュニティ	地区コミへの 支援	22条
267	限界集落という言葉が取りざたされているが 過疎には 拍車がかかりそれをとめることは難しい。かといって, コミ協を合併するにも地理的に不利である。地区コミ活 動を今後も一生懸命取り組むので,行政としても支援を して欲しい。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
268	地区コミ制度をせっかく立ち上げたのだから,この制度を育てていかないといけないので,財政面も含め,地区コミ支援に関することを条例に盛り込み,一般市民の立場に立ったわかりやすい条例を制定していただきたい。	コミュニティ	地区コミへの支援	22条
269	平佐西地区は住民も多く中心市街地ということもあり, 自治会への未加入者が多いため 地区コミュニティの土 台でもある自治会が崩れつつある。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
270	自治会加入については,ただ,案内・勧誘するだけではなく,それ以外の方策が必要である。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
271	自治会活動については、まちづくりに対して、積極的、 意欲的な人でないといけないため、活動意欲のない住民 まで加入させる必要はなく、そのかわり加入しない住民 については、市民税を上げるなどのペナルティが必要で ある。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
272	市の考えは,自治会への全員加入をめざしているのか。 それ以外の対応を考えているのか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
273	市は「地区コミュニティ=住民全体」と考えているが, 地区コミ活動は自治会がベースとなっており,その自治 会には未加入者もいるため,イコールではない。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
274	自治会への加入案内を出す時に 未加入者へアンケート を実施してみてはどうか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
275	自治会加入については,ただ,案内・勧誘するだけではなく,それ以外の方策が必要である。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
276	自治会加入をしない人が増えてきている。自治会加入者に対してはカードを配布し,市の行政に対して,商店街の割引やバス料金の値下げ等,何らか特典を与えるべきである。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
277	隣接している自治会で,河川愛護作業等の有無により, 加入する自治会を選ぶ人たちが増えてきている。こうい	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条

	う考えが地域活動に支障を与える。			
278	自治会へは強制ででも加入してほしい。加入していないからゴミをあちこちに捨てている。未加入者の違反ゴミ(分別されていないゴミ等を含む)収集は、市の方で対応してほしい。未加入者のために無駄をしている。悪循環である。市民課で転入の届時に強制加入させてほしい。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
279	せっかく田舎に引越ししてきても地元の自治会ではなく、よその地域の自治会に加入している場合がある。地元の自治会に加入するよう配慮することはできないのか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
280	災害の時など、自治会加入されていない人に連絡がされているのか等の心配もあるので、相手が困っている時は手を差しのべることが出来るよう、自治会加入が促進されるような基本条例を策定してもらいたい。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
281	自治会未加入者への指導内容について条例化して欲し い。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
282	協働・参画の条例を作るのであれば ,その基礎である自 治会加入を促す条例づくりが先ではないか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
283	自治会加入への促進を条例でうたってほしい。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
284	城上住宅で自治会未加入が3割に達している。強制的に 自治会に加入するよう条項を設けることはできないの か。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
285	自治会の加入促進の役割が回ってくるが、せめて市営住宅の入居者には加入を義務付けることはできないのか。 自治会長に加入促進を依頼して市は何をしているのか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
286	地区コミ活動の土台となるのは,自治会であるが,自治会加入率など把握しているのか。まちづくりどころか, 地区コミ活動で手一杯で条例といってもぴんとこない。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
287	自治会加入について,行政は,転入者がいた場合,自治会に入るか,独立するかわざわざ確認していた。そのような問いかけをすると誰だって独立を選ぶ。加入促進を積極的にさせることが大切。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
288	自治会の加入促進のお願いが市からくるが、市役所に行ったら自治会脱会の手続ができるのはおかしくないか	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
289	この条例により地区コミの位置づけは明確になったが、自治会の位置づけは相変わらず不明である。地区が活性化する一番大事な部分だとおもうので、地区コミと同様自治会の根拠についてもうたって欲しい。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
290	「地区コミュニティ協議会の役割」の中で,「・・・自治会及びその他の組織と連携しながら・・・」とあるが,自治会とその他組織は同等ではない。自治会は,協働の重要なパートナーなのでを設けて,別書きしてはどうか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
291	地区コミュニティ協議会と自治会の関係をうたう項があってもいいのではないか。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
292	自治会の前身は公民会だが、その当時から公民会の位置 づけがあやふやであった。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条

293	この条例は地区コミ活動の裏付けとなると思うが、自治会に関することも謳って欲しい。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
294	市の窓口できちんと自治会加入を促して欲しい。自治会加入促進運動は,自治会長がすべきことではない。	コミュニティ	自治会活動へ の理解等	23条
295	財政運営が安定していない中で , 「財政運営」を明記してどうするのか。	市政経営	総合計画	25条
296	文書で依頼,文書で回答する行為は非常に労力がいる。 文章の内容も回りくどく,どこが大切なのかわからない。	市政経営	説明責任	27条
297	条例というモノサシをつくるだけでは , 「協働」という考え方は浸透しない。これからは , 行政用語をあまり使わず ,市民にわかりやすい説明をした上で意見交換等を行うことが大事と考える。	市政経営	説明責任	27条
298	住民主体 地域密着という言葉を使い行政は「コミ主事」「市政モニター」「市民サポーター」「民生委員」などを地区コミに推薦依頼をするが、これらの職は行政の支配下にある。里村時代は、このようなことはなくすべて行政で選んでいた。制度が変わるときは事前に説明して欲しい。	市政経営	説明責任	27条
299	市から民生委員の推薦が2週間の期限できたが無理である。期限が短かったので仕方なく自治会長さんがなられたところもある。改選時期はわかっているのに,早くから自治会での説明など行わなかったのか。	市政経営	説明責任	27条
300	3年おきに民生委員が変わるが選任の仕方が今までとは違う。自治会長に推薦してもらうやり方は乱暴ではないか。推薦の仕方について,事前に説明が欲しかった。	市政経営	説明責任	27条
301	現在 ,市の施設等で指定管理となっているものは ,どの程度あるのか。	市政経営	組織	32条
302	市の組織を見直す際に,市民にその考え方が示されていない。	市政経営	組織	32条
303	人口が減ってくるが 最終的に里支所の職員は何人になる予定なのか。	市政経営	組織	32条
304	教育行政についてどの様に考えるか。 県と市で ,教育行政に関し横の連携がとれていない。活動がちぐはぐである。 県の仕事も市の仕事も実行する地区コミには関係ないので , きちんと横の連携を取って欲しい。	市政経営	広域連携	33条
305	甑島島民の意見として、薩摩川内市だけで解決できる問題は少ない。島民が充実した生活を送れるよう「近隣市町村と仲良くする」という項目を設けてはどうか。	市政経営	広域連携	33条
306	骨子 8 , 9 に出てくる審議会は , すでに存在するのか。 どのようなメンバーで取り組むのか。	見直し	審議会	34条

大分類:まちづくり全般に関すること

	意見
307	地域活性化のために , 地区と行政で音頭をとって「お見合い」 事業を実施したい。 子どもが少な
	いのが,過疎地域の現状である。この状況を変えるために行政と一緒になって「お見合い事業」
	を行いたい。 地区振興計画に搭載

308 | 過疎化が激しい周辺部では,田舎だということを逆手にとった活動が重要である。 309|地域独自の総合計画を作成中であるが,高齢化率60%のこの地では,知恵は出しても効果は上 がらないのが実態である。市としても,費用対効果に固執せず,もっと田舎に光を当てる政策を 取って欲しい。 この地区の人間は, 生涯ここで暮らしていかなければいけないので, 住んでいる人がいる限り, 310 施策を行っていただきたい。端は切り捨てられないか心配である。 田舎では、となりとの付き合いが生命線なので、地区としてもその維持に取り組んでいただきた 311 い。 312 | 過疎が進むなか,本土でも一番田舎であるこの地区が活性化するような条例にしていただきた 313 | 過疎化, 高齢化が進むなか, 地区が寂れないような仕組みについても, この条例に盛り込んでい ただきたい。 314 | 大村地区は市街部から離れた地区なので 大きな問題が3つある。一つ目は交通量が少ないこと。 2つ目は農業振興について特産品が少ないので、環境整備を含め、対策が必要である。3つ目は、 まだまだやる気が足りないので、元気を出して地区コミ活動などに取り組んでいきたい。 315|不便ではあるけれど , 「暮らしやすいまち」を目指していきたい。そこで , 中心部に配分する補 助金100のうち中心部へ80,郊外へ20分配するような目配りを行って欲しい。 316|甑島に研修に行ったが,道路もきれいに整備されており,架橋も整備されるなど,力を入れて取り 組まれているので,本土のこの地区のような田舎の活性化にも力を入れていただきたい。 317 地域貢献については、中心部と田舎を比べると田舎のほうが貢献度は大きいと考える。ただし 急速に高齢化が進む中で ,活動している人の負担は今後ますます大きくなっていくと考える。市 としても対応を検討して欲しい 318 | 過疎が進むなか, 地区コミ活動を営めるよう, 都市部とは違った対応をお願いしたい。 319|福祉関係の質が合併して日に日に落ちているように感じる。子育て支援などは ,田舎は隣近所で 見てもらえるので,無理して全市的に取り組む必要はないのではないか。 320 地域活性化を促すために,住宅の確保は必要である。 借上型住宅については、土地の確保が問題となっている。 藤川地区は ,川内や出水への通勤可能 なベッドタウンになることを行政にも広報してもらいたい。地区コミでも努力していくので,行 政の支援もお願いしたい。 322 | この地区も少子化が進んでおり、地区でもいろいろと対策を考えているところであるが、若い世 代が住めるような市営住宅を建設して欲しい。 |公営住宅には ,若い方が入居して活気がある。通勤にしても鹿児島 ,国分まで通勤圏である。そ のような地の利を生かした定住政策はないのか。 324 | 定住人口の増加のために宅地造成を行ったらどうか。 325 |空き家が多く,台風などで傷んでいる所が多いので管理が心配である。 また,利用できる空き家 もあるので、活用できないか。 326 | 黒木地区で,空き家マップを作成しているので,定住施策などに活用していただきたい。 地区コミの活動を活発にと言われても、平均年齢が70歳を超えている過疎地ではなかなか難し い。もっと、若者を過疎地に誘導するような策は考えていないのか。 厳しい離島環境のうえ、高齢者が多いので将来が心配である。 328 まちづくりの基本はひとづくりである。その基本となる子ども達が減っている。ひとづくりの基 本はひとを増やすことであるが,合併が減少に拍車をかけている。 330 この地区コミの最大の問題は、若い世代がいないため高齢者ばかりであり、どんどん活気がなく なってきていることである。若い世代でもこの地区に住んでもらえるようなまちづくりが必要で 331|市民と市が協働するためには,まず,地区コミであるが,その支えになっている自治会が限界集 落に近づいているなか,活動ができない状態になってきているので,この状態をどうにかしない といけない。

- 332 東郷会に親戚が参加してとても良かったといっているので,今後も郷土会を実施し,それらを通じて団塊の世代呼び込みなど定住対策を行っていただきたい。
- 333 一緒にまちづくりをしましょうと謳っても、果たして限界集落ではうまくいくのか。職員に住宅は、できるだけ地元につくるような提案はできないのか。地域に若者を連れてくる政策はないのか。
- 334 少子高齢化が進んで,自治会の人数も減っている。5年後が不安である。
- 335 高齢者が多くなり,地区コミ活動や自治会活動を行えなくなるのではと心配している。
- 336 | 企業誘致に取り組んで欲しい。
- 337 企業誘致に取り組んで欲しい。
- 338 この条例は市民の生活環境等を守るものになると思うが,基盤となる仕事,雇用対策などはどうなるのか。
- 339 | 南日本新聞に限界集落の記事が掲載されていたが,薩摩川内市には何箇所あるのか。
- 340 「限界集落」が取りざたされていて不安を覚えるが,薩摩川内市はこの問題にどのように取り組むのか。
- 341 「限界集落」は市がつくったのではないか。
- 342 福祉が最も目を当てなければいけない高齢化が進んだ地域の民生委員が今度減らされた。人がますます住みにくくなり、限界集落が生まれるのではないか。
- 343 企業誘致は難しいと思うので,この地区を活性化させるには,農業・漁業が盛んにならなければならない。
- 344 合併して急激に人口が減っている。若い人も本土に行っているので,産業誘致対策,雇用対策が必要である。
- 345 農業のさかんな地域であるが,高齢化が進みどんだけやってもおいつけない。5年後,10年度がどのようになるのか心配である。
- 346 橋が架かった場合の甑全体や下甑,手打地域,長浜地域などの将来展望は市としてどう考えているのか。
- 347 合併して交流が増えたが,こちらから本土に行くことが多い,人的交流はあっても,経済的な効果がないので,本土から甑島に来るような施策を行って欲しい。
- 348 | 甑地域の, 医療や福祉などを含めた将来ビジョンが必要である。
- 349 手打青瀬間のトンネルが出来たら、診療所がなくなると聞いたが、交通の便が良くなるからといって、高齢者が車の運転が出来るわけではないので、なくさないで欲しい。
- 350 甑地域での企業者に対して補助を行うなどの支援策が必要である。
- 351 過疎地域の交通事情が悪い。中心地だけくるくるバスを走らせて 過疎地は恩恵を受けられない。 過疎地こそ交通弱者がいるので,交通網の整備をして欲しい
- 352 コミュニティバスの運行が高来地区も始まるが,ルートから外れた地区も当然ある。子ども,高齢者等交通弱者へ配慮した細かいサービスを検討して欲しい。
- 353 各会や健診などが支所で開催されるが,高齢者が多い中,足がなく大変であるので,臨時バス対応ができないか。
- 354 高齢化が進んで,交通手段がない。医療費が安くても病院にいく交通費がかかるので,出費は一緒である。くるくるバスなどを検討してほしい。
- 355 ワンコインバスはなくなるし,市のマイクロバスは廃止される。このような中では,まちづくりを行うといっても難しい。
- 356|まちづくりにバスは必要である。市になれば大きすぎて末端まで目が届いていないのではないか
- 357 くるくるバスの件で, 土・日なると本数が少ない。
- 358 北部循環バスは, どのような経緯で運行が決まったのか。関係者のみの意見か?予算上の問題か?
- 359 | 北部循環バスは,100円でなくても,200円でもいいので,土・日曜日の増便を望みたい。
- 360 コミュニティバスの時間を変更して欲しい 17:00 15:00
- 361 藤本地区もどんどん高齢化が進んでいるので、行政には高齢者に優しい市政運営を行なっていただった。

- 362 | 高齢者に優しい市政運営を行なって欲しい。
- 363 新築住宅が市内で偏って建設されているように感じる。新築の住宅が地方へ分散されるような検討を願いたい。 川内川北側が寂れる感じがする。
- 364 | 向田, 永利, 隈之城は活気があるが, 大小路側はさみしい状態なので市として方策はないか。
- 365 市は,地域資源の把握に努め,後世に残す方策に積極的に取り組んで欲しい
- 366 景観条例について,藤本地区には,美しい滝があるので,計画,条例に盛り込んで欲しい。
- 367 国・県・市は,よく権限委譲という言葉を使うが,逆に,各地区の資源を取り上げている。この 地区の資源は温泉であるが,各地区の資源は,地元にまかせたほうがうまく活用でき,地区の活性化にもつながるのではないか。
- 368 温泉を生かした観光体制を取って欲しい
- 369 本土の産物と甑島の産物を合わせたイベントの開催が必要である。
- 370 「宝の島」という表現をよくされるが,何を持って「宝」と表現しているのか。そこを具体的に 教えてもらえれば,もっとアピールできるよう努力する。
- 371 **藺牟田には**,温泉・池・山と観光資源に事欠かない。地区と市が一緒になって特徴ある活動をしていかないといけないと考えるが,どのように思うか。
- 372 地区コミュニティ協議会制度がスタートしたが、協議会の範囲が広くなり一体感を図ろうにも皆を一箇所に集める場所がない。
- 373 水引には公民館長制度があり、自治会を束ねる重要な組織であるが市はこの組織を認めていない。そのため、今日の意見交換会にも公民館長は出席していない。地域の実情に合った連絡方法が必要ではないか。
- 374 防犯灯の電気代は自治会で支払っているが,防犯灯は地区住民等を守る大切なものなので,電気料を安くするよう九電に依頼できないか。
- 375 構成世帯数が40戸以下の自治会があり、高齢化も進んでいる。運営補助金も少なくなる中で、地域興しを行うにも明るい展望が見えない。市は、活動のエネルギーの源になる制度、施策を示して欲しい。
- 376 移動役場について,住民票交付などしかサービスがないので,高齢者等が行かないで住むような 広い活用をお願いしたい。
- 377|藤本地区は高齢化率が高いので , 高齢化などに対する市の考えを知りたい。
- 378 高齢者が歩いて行け、憩いの場になるような公園を整備して欲しい。
- 379 年金暮らしで,生活苦の人を救うために市の臨時職員に雇ったらどうか。
- 380 | 西回り自動車の完成時期について
- 381 現在の甑航路は,長い歴史の中で最終的におちついた経路なので,新航路については,島民のことを考えたうえでのものではない。
- 382 本土の人々は離島生活の経験がないからわからないから新甑航路や橋をかけようとする。それよりも、今の船の利便性や料金を下げる等行って欲しい。
- 383 | 議員の定数については,現定員の確保,または,離島枠を設けて欲しい。
- 384 | 全体議員が減っても良いが、甑特区を設けて欲しい。
- 385 | 議員は地区代表と考えたほうがいので,選挙区を設けたほうがいい。
- 386 市が職員を減らす努力をしているのに,議会もそのままではいけない。
- 387 | 議員数や議員定数についてどのように考えるか。
- 388 林道や市道など災害時の対応が遅い。
- 389 | 災害時の対応が新市になってから遅い。
- 390 市道, 林道等の災害箇所の対応が遅いので, 早急に対応するべきである。
- 391 地区コミの予算に,身近な修繕費や災害復旧費を付ければ対応が早くできる。それら対応を早くすることが,合併効果に繋がるのではないか。
- 392 子ども育成会でバス旅行を計画するときに 市のバスを借り上げられるよう仕組みを変えて欲しい。
- 393 旧入来町時代は,町の福祉バスを研修会や大会の時には利用できたが,今は不可能である。せめて,大会の時には利用できるようにして欲しい。

- 394 地域の特性を生かして行事を行おうとしても横並び政策で予算をきられる。特に福祉関係。マイクロバスの使い勝手が非常に悪くなっている。
- 395 市の提案公募型補助金の件数・金額及び事業内容等はどの様なものが採択されているのか
- 396 | H18年提案公募型補助金の対象事業,補助金額を教えてほしい。
- 397 資料の中で,民間の会社経営の感覚で市政経営という言葉があるが,今現在,民間企業等との交流は行われているのか。
- 398 自治会での河川・道路等の愛護作業を行う際,欠席者に対し,「欠け銭」徴収しないよう通知がなされているが,「欠け銭」制度をなくせば参加者が少なくなると思われるが,このことについてどう考えるか。
- 399 農道で広い道路がない。小型のナマコン車しか通れないし、場所によっては小型も通らない。道路整備をお願いしたい。
- 400 | 内川内の市道・林道は,生活道路であるのでしっかりした整備を行ってもらいたい。
- 401 カラー舗装の道路で,ポールが曲がっているところもある。補修してほしい。また,緊急時の車使用ができないか。それと,カラー舗装は強度が弱いので,石ころが出ている所があり,子供には危険である。整備してほしい。
- 402 道路の拡幅をしてほしい。
- 403 海岸通りを見て欲しい。雨上がりに水溜りがひどく歩くのも困難である。施工技術の不足,縦割り行政の弊害の結果ではないか。
- 404 | 道路沿いに草が生い茂っていて、空き缶等のごみが見えず愛護作業ができない。
- 405 | 花見の時期は車が多くなり、地元住民も渋滞に苦慮しているので、市道(西回り道路)拡幅、駐車場整備を行ってほしい。
- 406 ふれあい市民会議で,県道堂山宮之城線の整備を要望しており,また,同意書を持って県土木事務所にも行った。市長が知事との対談があるので,伝えるとおっしゃったので,早急な対応をお願いしたい。
- 407 農道大山之口線について、川町時代は重要な農道として整備してきたが、合併後整備が止まっているので、早急な整備をお願いしたい。
- 408 | 道路の改修をして欲しい。
- 409 | 手すりが腐っているところ ,側溝が詰まっているところ ,市道でセンターラインが消えている所がある。
- 410 |農林道に草が生い茂り、側溝は詰まって危険な場所がある。
- 411 市道や林道,側溝など実際に現場を見て危険箇所等を把握するべきである。
- 412 育英地区は子どもが増えているので ,ハード面での整備をしていただきたい。また ,学童保育を 育英地区でもやっていただきたい。
- 413 長浜や里などの地区には子育てを助けるような所があるが,西山にはないので,若い人が住んでも子育てができるようなまちづくりをお願いしたい。
- 414 子ども・親の負担減のため、保育園の預かり方等市の方で考えてほしい。
- 415 | NPO法人で学童保育に取り組みたいが,コミセンを開放できないか。
- 416 黒木地区にある学童保育について,若い世代が減り子どもが少なくなり,補助をカットされないか心配である。上手地区の方で,交通手段があれば預けるとの人もいるので,福祉バスやスクールバスの活用を図り,交通手段の確保をしていただきたい。
- 417 年金協会から書類に住民番号を記入するように指導があった。市民課に行くと,教えることはできないと言われた。運転免許証や保険証を提示したが,住民票を取らない限り教えられないということであった。本来,住民票は必要ないのに。
- 418 | 今寺橋から奥に行くと不法投棄が耐えないが 転入者に対するごみ処理の指導方法をどのようにしているのか。
- 419 | ごみ捨てについて 地区を本当にきれいにするため 自治会未加入者のゴミも収集してはどうか。
- 420 自治会未加入者にゴミを何処にだせばいいか市役所は教えていない。加入の強制をできないのであれば、未加入者に対する説明をきちんとすべき。

- 421 特認校制度があるが、なぜ地元の子どもを周辺部の学校にやらなければならないのか。地元の子どもは地元で教育し、育てるべきである。
- 422 子どもが少ないのであれば廃校でもいいのではないか。
- 423 指定管理で墓地の管理を4ヶ所行っているが,うち3ヶ所は場所的に危険である。高齢者が多く 墓参りの際,怪我をしたらコミ協として責任が持てない。指定管理の途中解約はできないのか。
- 424 衛自連,みどり推進協議会の代議員になっているが,会議等に参加してもその結果を報告する場がない。どのように報告したらよいのか。
- 425 すのさき荘の跡地利用はどのようになっているのか。
- 426 長浜レーダーの交付金の年予算はいくらか。
- 427 原子力発電所の交付金の年予算はいくらか。
- 428 公民館活動のあり方が分からない。教育課に公民館主事がいるのだから、コミュニティに仕事を押し付けられても困る。公民館活動を市はどのように考えているのか。
- 429 8 1 8 億円の借金があって,子や孫の幸せを奪っているのではないか。その借金を返し,軽くすることから考えるべきではないか。
- 430 | 何か事業をやればこそ借金は増えるので, 何もやらないほうがいのではないか。
- 431 | 職員の方々の笑顔が欲しい。
- 432 スクールバスの運行方法がおかしい。現状を知らない部課長単位で考えられたものではないか。 もっと市役所全体で対策を考えて欲しい。
- 433 入来峠の入り口などゴミが非常に散乱している。住人だけでなく通行者にも認知してもらうよう「ポイ捨て禁止」の看板を設置したらどうか。
- 434 コミュニティセンターを福祉関係の面接場所として利用させて欲しい。
- 435 / 八重に郵便ポストがないので,高齢者が不便している。働きかけてくれないか。
- 437 | 携帯電話について、ふれあい市民会議でも要望しているので、早急に対応をお願いしたい。
- 438 | 光ファイバーのケーブル工事を行っているが、住民に恩恵はあるのか。
- 439 携帯電話については、藤本地区と同時に野下地区も整備すると聞いているので早期整備をお願いしたい。
- 440 ふれあい市民会議で,携帯電話の中継局整備を要望し, a u が設置されたが,ドコモがまだであるので,引き続き要望していきたい。
- 441 大村・上手・黒木は , 光ファイバーが引かれている。NTTに相談に行ったが , 個人の依頼では引き受けられないと言われた。行政が依頼して来ないと動かないと言われた。なんとかして欲しい。
- 442 松野林道の分筆がなされていない。
- | 443 | 高齢者のなかには ,電球が切れたり ,ガラスが割れたりといった生活も厳しい方がいるので ,そ | の解決方法として , 郵便局や電気屋等とタイアップした声かけが大切である。
- 444 A E Dの研修について, 1年前に講習を受けたが, もう覚えていないので, 緊急時への対応は無理であるので, 継続した研修が必要である。
- 445 | 防災無線についての事業計画はどうなっているのか。
- 446 市比野から串木野に肉を運んでいる業者がいるが、運転が乱暴であり危険であるので、警察に対応を依頼したい。
- 447 地区コミセンターは,昔は合宿等自由に使えたが今は使用できない。また,各施設やクーラーを使用する場合,必ず使用料が発生するので,地区で使用する時は,問題のない範囲内で自由に使用してもよいのではないか。
- 448 指定管理者になったから ,東郷グランドの管理 (トイレ清掃 , 草払い等) がずさんになっている ので , 市からも指導してもらいたい。
- 449 市の業務の効率化は必要と思うが、財政面の削除を実施したことによる、各施設の使用料増額など、市民の負担増がないようにしてもらいたい。
- 450 集会所や場所によって使用申込や使用料が必要。自由が利かないので集会所を管理したい。

- 451 体育施設の予約制度など見直しをして欲しい。予約が入っていて利用を断られたが,当日覗いて みると,利用されていないことが多い。
- 452 体育館の使用料など、子ども育成活動にも負担を求めるなど合併後旧川内市に合わせてサービスが低下している。
- 453 市民体育祭について,「市民が楽しむ」ことが最大の目的であるので,地区ごとに何人とかノルマがあるような大会は必要ないのではないか。競技時間に合わせて会場に行くなど,苦慮している。実施するのであれば,旧地域ごとに開催したほうが,住民も知り合いが多く,楽しむことができ,有意義である。
- 454 市民運動会について,会場は遠く,一人が出場する競技も少なく,また,人選も大変なので,廃止してもらいたい。
- 455 地区振興計画について,計画作成時には,地区住民からのアンケートを実施し,会議を何度も開催して作成した計画である。ソフト面については,地区コミも努力するのが,ハード面について, どのように市の総合計画に掲載され,どのように進められて行くのか。
- 456 合併してから, ゴミが減り感謝している。まだ, たばこのポイ捨てがあるが, ポイ捨て条例が出来たことによりかなり減ってきているので, このような条例を制定することは大切である。
- 457 地区コミ活動などで、マイクロバスなどを使用するとき、使用料を負担してもらえないか。
- 458 この地区のほ場整備について,受益者負担が増えてきているので,手厚い対応をお願いしたい。
- 459 この地区は,さつま町の病院に行く人が多く,インフルエンザ予防時など書類を役場まで取りに行ったりと大変なので,対応をお願いしたい。(市へ相談したが,是非,薩摩川内市内の病院を使ってくださいと言われた。)
- 460 | 合併時にまちづくり計画で市域を三つに分けたが、その施策がまったく目に見えてこない。
- 461 条例制定の話を初めて聞いたので、いきなり意見をと言われても出てこないので、一度持ち帰り 地区コミの考えをまとめたい。
- 462 温泉の協議会で,値上げを検討しているようであるが,市比野の100円温泉は,他にないものなので守って欲しい。
- 463 林業について,市と地区との分収林に関する契約がH17.3で満了となっているので,更新の依頼をしているが,回答もないので,対応をお願いしたい。
- 464 消防団員について,全国でも減ってきており,86水害時など,消防団員に活躍していただいた。 高齢化が進むなか,弱者に対する災害時の対応はどのように考えているか。また,消防活動については,さつま町と協定はできないのか。
- 465 国保税の徴収について,以前は,確定前に暫定で4・5月にも徴収され,平均化されていたが, 現在は6月以降の確定を待ってから徴収され,一度の負担が大きくなったので,何か良い手法はないのか。
- 466 コミセンの指定管理者制度に関して、施設の管理で年度末に予算残を残すと税金の対象になるので、効率よい運用を図るため何かよい方策はないか。
- 467 合併して,市域が広くなり,道路標識が「薩摩川内市」に統一されている。市外から来る人間には,祁答院の場所がどこなのかが分かりにくいので「薩摩川内市(祁答院)」という表示に変えて欲しい。
- 468 地球温暖化についてどのように考えているか。
- 469 |郷土館が日曜日に閉館であるのはおかしい。
- 470 市の祭りは、旧川内市だけで開催するのではなくて、旧自治体持ち回りで開催したらどうか。
- 471 | 質問 コミ協は現在のところ任意団体であるが,市として法人化を薦める考えはあるか。
- 472 生活保護者の実態把握を,本庁はきちんと行って欲しい
- 473 保険証を元の大きさにして欲しい
- 474 市庁舎の地下駐車場が暗く危険なので,明るくして欲しい。
- 475 | 川内駅に車からも見えるような大きな時計が欲しい
- 476 川内駅自由通路から見える素晴らしい景観に関する,説明や地図を通路に設置できないか。
- 477 市の放送が雑音が多くて聞き取れない(乗越,木場谷)
- 478 | 河川敷の駐車場の料金表示が小さくて見えない。

- 479 提案公募型補助金の公開プレゼンテーションに参加したが、審査員が冷淡すぎて不快感を覚えた。
- 480 今回の意見交換会に参加者が少ないので,追加で開催したらどうか。
- 481 | 猟犬が住宅の周りをうろつくことがあり市役所に相談したが, なかなか動いてくれなかった。
- 482 区域外通学等の実態・許可制度について教えて欲しい。
- 483 自治会長には,行政連絡員の辞令があるが,地区コミ会長には何もない。どちらが,権限的に上なのか。
- 484 海星中学校から青瀬地区までの通学路に防犯等を設置して欲しい
- 485 今まであった外灯が工事で外されそのままになっている
- 486 地区コミ内の道路で、側溝の蓋がなく車の離合等不便である箇所がある。また、手すりがついていない箇所があり危険である。
- 487 住民の声として 村役場時代は行きやすかったけれど支所になったら行きにくくなったという意見を聞く。なぜだと思うか。
- 488 漁業集落事業で海岸の清掃等を行っている。事業期間を過ぎた5年後の政策について市の対応は、
- 489 道路愛護費として年間 5 , 0 0 0 円の手当がでるが , 草払い等を全く行わない自治会は市で行っている。 真面目に道路愛護に取り組んでいる自治会の方が苦労している現状がある。 実施しているところには , もう少し手厚く補助をしてもいいのではないか。
- 490 | 市の業務を行う場合,低い賃金にもかかわらず,手続きや提出書類などが複雑すぎる。
- 491 「合併前」と「合併後」で何が変わっているのか。
- 492 市は生ごみ収集カゴの修理や薬剤散布などは、コミ協の予算で行うように指導しているが。コストが意外と高い。何か支援はないか。
- 493 高齢化が進み,道路沿いの草払いが出来なくなってきているので,市でどうにかできないか。手伝い等をもらっているが,けが人がでないか心配である。
- 494 地区コミ制度そのものが壊れる危機感があるので,地区コミ,自治会,そのものの存続に力を注いでいただきたい。
- 495 地区コミ活動の担い手がいなくなってきているので解決策を真剣に考えていかなければならない。
- 496 | コミュニティ協議会を構成する自治会の統合は可能なのか。
- 497 4自治会を1つにした場合,1地区コミ1自治会というのは可能なのか。統合することによって, 補助金はどの程度差が出てくるのか。
- 498 高齢化により、自治会運営が困難になっている場合がある。 市が音頭をとって自治会の合併を進めてほしい。
- 499 地区コミ活動が活発になる一方で,自治会の活動は逆に衰退しているが,自治会の統廃合についてどのように考えているか。
- 500 自治会の再編を検討しているが,自治会が減ったからといって,補助金を減らさないで欲しい。
- 501 合併して4年を迎え,各自治体は高齢化が進んでいる。自治会が合併することを市はどのように考えているのか。また,実際に合併した事例があったら教えて欲しい。
- 502 自治会の合併を考えていかなくてはいけない時期ではないか。
- 503 | 自治会の統廃合についてどのように考えるか。
- 504 市役所の申請書等について ,記入欄が小さいため ,高齢者は記入するのに苦労するので改善して 欲しい。
- 505 | この地区は本土で一番中心部から離れているので,本庁を中心に会議等があると,一番困るのが | 移動手段なので,バスなどの交通手段の利便性向上,会議時の足の確保等を図って欲しい。
- 506 審議会の各種団体の代表者は、その団体を代表しての委員であるべきだか実際は個人の意見に過ぎない場合が多い。 きちんと団体に持ち帰ってそこで議論する猶予を持たせて欲しい。
- 507 | 他の地区コミともっと連携をとりたい。地区間交流を図りたい。
- 508 | 地区コミが活動を始めて3年になるが,その活動を市としてそのように評価しているのか。
- 509 | コミ活動の中に部会が置かれているが、他の地区コミで部会活動がうまく行われているところの

事例の紹介をしていただければ , それを参考に活動ができるようになる。 510 | 限界集落と言われる地域のコミ協の活動を教えて欲しい。 511 | 各地区コミ活動や市外の成功事例を示し活動への参加を促すべきである。 512 他のコミ協の動きを教えてほしい。 513 | 婦人部の活動が会員に定年制があるため、婦人部の活動に支障をきたしているが、他の地区の状 況はどうか 「地区コミュニティ協議会」の「協議会」の部分が集合体、組織体としてひとくくりのような気 がして受け入れにくい。「地区コミュニティ」と変更してはどうか。 515|地区コミ制度ができて,色々な補助制度もあり,旧村時代より活動しやすくなった。 516 | 高齢者も多く、人間も少ないので無理をしない範囲で、できる範囲で何か活動をしていこうと考 えている。 517 合併直後は,地区コミの手続き等アドバイスをしてくれたが,今はない。 518 | コミ協主事は市の嘱託職員であり,コミ協に対し支援してもらいありがたい。 (意見交換会資料)6ページの「支援」にぜひ,人的支援を入れて欲しい。企画・立案を行うの にコミ協のスタッフだけでは難しい。 520 | 基本的に人も金も不足している。金をもらうために補助金の申請をするが ,書類を書くことが多 く面倒くさい。また、書類を書くことに精通している人も少ない。 農産品加工を行っていて、販売等はインターネット等があるが、実際の加工の段階で人が足りな い。そのような時、どのように対策を行えばよいか。 522|集落に市の職員がいるところは良いが、いない地区は情報が遅れるので、地区担当職員制度みた いなものは考えていないのか。 523 |補助金のカットを合併後すぐ行った。合併してすぐカットするという行為はありえない。 524 今の組織(コミ協)で何かに取り組むときは旗振り役が必要である。人的支援はどのように考え るか。 この地区には若い人がいない。市のほうから,協力をもらえないか。コミ協だけでは活動に限界 525 がある。グループ活動等で何か良い例はないか。 526 | 提案公募型補助金について、8割補助では残り2割の資金繰りが難しい。ボランティアで行うの も限界があり、財政的支援を考えてい欲しい。 527 | コミ協補助金は今後どうなるのか,今後も現状維持若しくは上乗せをお願いしたい コミ協補助金は組織が大きい所ほど金額が大きく 小さな組織は補助も小額で運営に支障をきた している。補助金の算定方法など検討いただきたい。 529 自治会,コミ協は条件がそれぞれ異なるが,平等にするために支援は人口割りにして欲しい。 530 補助金の額の決め方で,1人当たりいくらの算出をしてはどうか。 531 |地区コミ活動の補助金について面積割というのは考えられないか。 532 |補助金を人件費に当ててはいけないとあるが、ボランティアで行うには限界がある。 533 東郷では,高校生クラブ(校友会)が活躍して夏祭りや運動会の運営に積極的に参加してもらっ ているが、クラブに対しての市の補助金がなくなった。特徴なある活動には支援をして欲しい。 補助金の配分方法について、戸数割で行うと小さい地区は不利である。補助金積算の見直しを行 534 って欲しい。 535 | 街灯の調査があり、その中で維持経費について補助をしたいということであるが、地区コミによ っては年間12万円必要なところもある。格差をなくすためにも是非補助をしてほしい。 市から地区コミへの補助金が少なく財源が厳しい状態であるが、以前は、税の徴収などで報奨金 536 をもらって活動資金にしてきたので、市のアイディアで何らかの報償をもらえるような施策を考 えてもらいたい。 537 | 地区コミ活動資金について,地区コミ住民にも負担してもらっているが,仕事をするうえでは, 財源が必要なので増額をしてほしい。 538 | 地区コミの活性化は ,ソフト面だけでは不十分である。ハード面での必要最低限の整備補助を望

539 地区コミはの活動は,支所と連携して広報している。

- 540 コミュニティ協議会に補助金は出ているが,その使い道に対し市はどのように考えているのか。 飲み食いだけに使われて,婦人会はそのたびに世話をさせられて大変である。補助金は,人づく りに使われるべきではないか。
- 541 市の補助金の規制が窮屈だ。活動そのものを縛ってしまう。反社会的な活動でない限り,慰労会等の食料費も見てほしい
- 542 地区コミの今後のあり方について,市の職員の支援,助言をしてもらえるような組織体制を検討していただきたい。
- 543 200名程度の自治会員がいるが、高齢化率がかなりすすでいる。そのような状況の中で自治会活動の補助金がカットされ、年金暮らしの高齢者からも自治会費を納めてもらっている。道路愛護作業も器具が無く苦労している。まちの自治会と田舎の自治会では、取り組む人も、活動の環境も異なっている。同じ政策では無理がある。
- 544 自治会が抱える課題の中で,防犯・防災の徹底があるが高齢化が進む過疎地域では担い手不足で悩んでいる。自治会の統合という考えもあるが,職員の支援が必要である。
- 545 | 斧渕は,各自治会で神社・仏閣を持っている。地区コミとしてあまり関わると社会教育上よくないと指導があったが,それが文化なので認めて欲しい。
- 546 | 甑地域は, 少子高齢化がどんどん進むので, 10年以上先を考えた計画立案が必要である。
- 547 煙感知器の設置の説明会があって,設置するよう広報活動について自治会長に依頼文がきたが, その後も経過について報告がない。説明しっぱなしではなく,きちんとその後の把握をして欲し
- 548 要望活動を市へ行うと,経済効果の話をされるが,同じ目線で考えて欲しい。特に道路などの交通事情に関しては,危険箇所の補修を要望しているのであるから,経済効果を理由に却下しないで欲しい。
- 549 条例を制定するにあたって,本庁と支所の関係など行政面と,市民福祉に関することなどの市民生活面からの現状について説明をして欲しい。
- 550 相談窓口の一本化を図って欲しい。
- 551 女性部会や高齢者の会などでの相談事やまちづくりに関する意見を一括して受けてくれる部署が欲しい。
- 552 | 旧村時代は役場にすぐ相談できたが,今はどこに相談してよいか分からない。
- 553 市,支所の相談窓口を一本化してほしい。
- 554 内川内の住民は,市・支所の業務が生活に直結している。市に相談する時に集約した窓口が必要である。
- 555 地区でおおきな事業計画を立てたときに,市はプロジェクトチームを立ち上げて,相談窓口の一本化を図るようにして欲しい。 縦割り行政をなくして,横断的に対応して欲しい。
- 556 何かの相談事を一箇所で受けるという窓口はできないか。
- 557 本庁は, はるかかなたにあり, 縁がない。また, 支所に行っても知らない職員ばかりで, どこに相談して良いかわからない。
- 558 5 (2)意見への応答義務に関し,窓口を一般化して苦情・意見・要望をまとめる課を作って 欲しい。そこの課が責任ある回答をすればいい。どこに言えばいいか分からない人もたくさんい て,意見を言えないままの人もいる。
- 559 各地区コミからの市への要望について、その回答方法はどうなっているのか。要望や相談の窓口となる部署の設置が必要であり、それが地区コミ活動を活発にするのではないか。
- 560|支所は権限がなくなってきているので,ある程度権限を持たせるべきである。
- 561 支所は権限,予算,決裁権,人,全てが減ってきているが,その地域に関する企画・政策立案権 だけは残して欲しい。
- 562 | 本庁だけに権限など集約しないで,住民の利便性のため,支所は総合的な支所であって欲しい。
- 563 支所に相談した場合,支所にどのくらいの権限があるのか。ちょっとした修繕に対する予算・権限を支所にもたして欲しい。
- 564 | 支所に権限がなくなってきているようであるが,支所長の裁量の範囲を広げて欲しい。

565	支所に行っても,本庁に聞かないとわからないとよく言われるが,今後の支所のあり方はどうな
	っているのか。
566	支所への権限をもう少し与えて欲しい。
567	地区のことを一緒に考えてくれるような職員配置が欲しい。
568	地区コミ活動だけでなく ,災害対応等も含め ,地区コミの権限を強くする。 そしてそれを支える
	職員を地区コミに配置することが必要である。
569	支所の職員異動をする場合は、それぞれの部署に知識のある人を残して異動させて欲しい。
570	職員の異動が多いが,各支所の職員については,地元が詳しい職員を残すべきである。
571	支所の権限はどこまであるのか。
572	市と地区コミのつながりについて、市長が支所に専門的な職員を配置すると言われたが、どうな
	っていくのか。
573	薩摩川内市の借金は800億円を越えていると聞いているが 職員はこの現実を認識しているの
	か。企業であれば , 改善点を見つけて改革に乗り出さなくては , 倒産である。
574	東郷支所の空き部屋を,地区の住民が有効利用できるよう検討して欲しい。
575	夜 , 支所の前を通ると , 残業している課が偏っている気がする。縦割り行政の弊害ではないか。
576	合併して ,職員の異動が激しくなり ,うつ病を患っている職員も多くいると聞く。 勤務時間も労
	働基準に違反しているのではないか。もっと上司は , 部下の健康に気を使って欲しい。
577	課の連携がきちんととれているのか。縦割りでたらい回しにされることがある。
578	地区コミから資料を出すときに ,いちいち支所に確認しないといけないので ,臨機応変な対応を
	お願いしたい。